

予備試験に関する追加調査結果（概要）

平成25年予備試験の受験者（出願時の自己申告に基づく）がいる法科大学院66校に対し、平成26年3月1日現在の状況を調査した。

■予備試験に係る学生の動向の把握状況

質問 アンケート等により、「予備試験を今後受験する予定のある学生（既に受験したことがある学生が再受験する場合も含む）」、「既に予備試験を受験した学生」、「既に予備試験を受験し、合格した学生」、「予備試験合格後、司法試験を受験した学生」、「予備試験合格後、司法試験を受験し、合格した学生」を把握していますか。把握していないと回答された場合、把握していない理由を御教示ください。把握していると回答された場合、どのような理由、方法により把握することができたか、その内容を御教示ください。

| 区分 | 把握している※ | 把握していない |
|--|----------|----------|
| 予備試験を今後受験する予定のある学生 （既に受験したことがある学生が再受験する場合も含む） | 9校（14%） | 57校（86%） |
| 既に予備試験を受験した学生 | 19校（29%） | 47校（71%） |
| 既に予備試験を受験し、合格した学生 | 22校（33%） | 44校（67%） |
| 予備試験合格後、司法試験を受験した学生 | 9校（14%） | 57校（86%） |
| 予備試験合格後、司法試験を受験し、合格した学生 | 13校（20%） | 53校（80%） |

※一部のみ把握している場合を含む。

【把握している場合、その方法】

- 学生との会話・面談
- 学生の自己申告
- 授業欠席、退学・休学の理由
- 奨学金返還の必要性や施設利用の可否に関する問合せ
- 在学生に対するアンケート
- 司法試験委員会会議資料

【把握していない場合、その理由】

- 予備試験受験は学生の自由であるため
- 予備試験受験は学外の活動につき、把握することは極めて困難であるため
- 予備試験合格等を理由に退学した者等はいないと考えられ、大学として把握する必要がないため
- 在学生は少数につき、該当する学生がいればすぐに判明すると考えられるため
- 把握しようとする、予備試験受験を奨励していると思われるなど、在校生への影響が危惧されるため
- 既に学生募集停止を決定しており、予備試験が入試等に及ぼす影響がないため

■学生が予備試験を受験する理由の把握状況

質問 学生がどのような理由で予備試験又は予備試験合格後に司法試験を受験するのか、その理由を把握していれば、その内容を御教示ください。

【把握している主な理由】

- 模擬試験として活用するため
- 法曹になるまでの時間・費用を節約するため
- 予備試験に合格している方が就職に有利、優秀と思われるとの認識があるため
- 予備試験で求められる内容が法科大学院の授業科目より大幅に少なく、また、授業レベルと比較してさほど高くないため
- 司法試験受験資格を得るため、法科大学院への在学を保険としつつ予備試験合格を目指すことが可能であるため
- 周囲が受験するため
- 予備試験への対応は予備校に頼る面が大きく、家庭に経済的な余裕がある学生ほど予備校に多くの費用をかけ、結果的に早く合格するサイクルができていることから、親が子供に早期に予備試験を目指すことを勧めるため
- 法科大学院の教員又は学部の司法試験受験団体が予備試験の受験を奨励しているため
- 法科大学院の厳格な成績評価基準により、法科大学院を進級・修了できなかった場合に備えるため

■予備試験を受験する学生が教育に与える影響の把握状況

質問 予備試験又は予備試験合格後に司法試験を受験する学生が教育に与える影響を把握していれば、その内容を御教示ください。

何らかの影響を把握している 31校 (47%) / 把握していない 35校 (53%)

【把握している主な影響】

- 優秀な法学部生が法科大学院に進学しない
- 法科大学院受験者が減少してきている点について、予備試験の影響を否定できない
- 法学部生は予備試験と法科大学院の入学試験を併願し、予備試験に合格しなかった者が法科大学院に進学する傾向が鮮明
- 予備試験組がエリートであるという意識が学生に広がり、学生が法曹としての能力を「どの経路を通過して法曹になったのか」という視点だけから評価する傾向が強くなっている
- 法学部の期末試験の答案を見ると、授業内容とは無関係に、表現ぶりまでほとんど同一の答案がこの数年増加しており、予備校での受験勉強が早期化していると考えられる
- 学生の中では、法科大学院での学修よりも予備試験の受験準備を優先し、理論と実務の架橋や幅広い素養を持った法曹を養成するプロセスとしての法科大学院教育を軽視する傾向が顕著
- 予備試験実施日の前後になると、授業の欠席者や予習が不十分な者、課題に真剣に取り組まない者等が見られる

- 今後、予備試験受験が広がり、合格者が増えると、学生が予備試験の受験準備に注力し、法科大学院教育の効果的な実施が困難又は無意味になる懸念がある
- 司法修習が短縮される代わりに法科大学院で実務基礎科目を履修させることとなっていたが、それに真剣に取り組まないことで、実務法曹としての資質に不足が生じる懸念がある
- 司法制度改革において養成を目指した実務法曹とは異なる人材を社会に大量に輩出する可能性に懸念がある
- 優秀な学生ほど予備試験から司法試験に進んで合格し、法科大学院から抜けてしまい、授業における双方向性が損なわれる事態が散見される
- 予備試験受験を理由に休学する学生がいる
- 予備試験を受験する予定がある学生のうち半数以上が、予備試験合格後に司法試験にも合格した場合、法科大学院を退学すると回答している
- クラス内に日々の勉強の仕方や修了後の進路に対する不安が広がる

■予備試験を受験する学生が教育に与える影響の改善に向けた対応状況

質問 予備試験又は予備試験合格後に司法試験を受験する学生が教育に与える影響があると回答された場合、そのような影響を改善するために具体的な対策を講じていますか。対策を講じていると回答された場合、具体的な対策の内容を御教示ください。対策を講じていないと回答された場合、講じていない理由を御教示ください。

(何らかの影響を把握している旨を回答した法科大学院 31 校のうち)

何らか対策している 5 校 (16%) / 対策していない 26 校 (84%)

【対策している場合、その内容】

- 法科大学院を修了するメリットが大きいことを学生が理解できるよう、充実した法科大学院教育を実施する
- 制度自体に根本的原因があり、対策には限界がある中で、予備試験合格者の奨学金返還の必要性や施設利用の可否、修了生支援の扱いに関し、講ずるべき措置を検討している

【対策していない場合、その理由】

- 個別の法科大学院にできることは充実した法科大学院教育を実施することに尽き、対策には限界があり、予備試験の問題については制度全体で捉えるべきものと考えられるため
- 誰でも受験できる予備試験について、学生が在学中に受験することに対し、制限を課すことは困難であるため
- 有効な対策がないため
- 予備試験受験者を把握する方法がないため
- 予備試験が法科大学院教育に与える悪影響を証明するデータを持っていないため
- まだ教育上の大きな影響が出ていないため
- 現時点で具体策を講じていないが、今後、検討する予定
- 具体策を講じることで、逆に在学生の予備試験への関心を助長することが危惧されるため